

北九州市設計業務委託検査基準

工事関係コンサルタント業務（設計、計画等）

検 査 項 目	検 査 の 方 法	判 定 基 準
契約関係書類 ・管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書 ・業務計画書 ・業務工程表 ・業務カルテ受領書の写し	・契約に基づき提出等が義務付けられている書類の確認	・提出書類の不備がないこと ・提出書類が期限内に提出されていること ・業務カルテは監督員の確認を受けていること ・業務計画書に必要事項が掲載されていること
履行状況	・業務工程表と実施工程との対比 ・打合せ記録簿の確認 ・業務組織計画と実施体制との比較 ・検討項目と設計図書の項目との対比 ・業務目的と検討項目との対比 ・検討手法の技術的内容と業務目的との対比	・速やかに着手し、成果品の品質に影響を及ぼす工程でないこと ・提出され、記録内容が打合せ結果を適切に反映していること ・計画の体制で履行されていること ・検討項目が満足していること ・業務目的に必要な検討項目が不足なく設定されていること ・検討手法の技術的内容が業務目的に適合し、かつ、特に指導を要しないこと
成果品	・成果品の確認	・契約図書に提示された項目が漏れなく履行され、提出されているとともに満足のいく内容であること ・指示等及び打合せ結果が成果品に反映されていること ・当該地域等の制約条件や問題点を把握したものとなっていること ・資料の内容が簡潔明瞭であり、それを補う理解しやすい説明であること
設計内容	・測量、調査業務との整合 ・設計基準の確認 ・事業効果の検討 ・安全性の考慮 ・他事業との調整 ・照査技術者による照査結果の確認	・測量、調査結果を反映していること ・使用した技術基準が明確になっていること ・工事の目的を明確にし、コスト縮減、リサイクルについて充分検討されていること ・工事施工中及び工事完成後の安全性について充分検討されていること ・関係機関との連絡調整が充分行われていること ・照査項目一覧表が提出され、照査結果の確認がなされていること